

## 「飯塚市地域公共交通計画」の策定について

### 1. 地域公共交通計画とは

- ①令和2年11月に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条（以下、法）」に基づく法定計画。
- ②地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープラン。
- ③地方公共団体が、関係者により構成される法定協議会（＝飯塚市地域公共交通協議会）を開催し、協議を重ねて策定。
- ④第2次飯塚市地域公共交通網形成計画（以下、第2次計画）の主な計画対象であった「まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成」に加え、地域の多様な輸送資源も計画に位置付ける。
- ⑤定量的な目標の設定や毎年度の評価などを実施。

### 2. 計画策定の必要性

- ①当該計画作成が法的に努力義務化（法第5条）。
- ②第2次計画（計画期間：H30～R4年度）後の、令和5年度以降の本市の公共交通事業に関する方針等を定め、同事業運営を実施、推進する。
- ③国庫補助（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）の活用条件（幹線補助）。

### 3. 計画内容

- ①必ず記載すべき事項（法第5条第2項）
  - 基本的な方針
  - 計画の区域
  - 計画の目標
  - 事業・実施主体
  - 達成状況の評価
  - 計画期間
- ②可能な限り記載するよう努める事項（法第5条第3項）
  - 資金確保に関する事項
  - 都市機能の増進に必要な施設の立地の適性化に関する施策との連携に関する事項
  - 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
  - 地域旅客サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

### 4. 策定スケジュール（概要）

- 8月～10月 基本方針・目標の検討、目標のための施策の検討
  - 12月 計画素案の作成
  - 1月～2月 市民意見募集
  - 3月 計画の決定
- ※協議会は、進捗状況等を勘案して開催予定